

令和4年3月16日に発生した地震について（第4報）

令和4年5月25日（水）17時00分 現在

亘理町 総務課 安全推進班

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更事項

1 地震の概況

- ・ 令和4年3月16日（水）23時36分
- ・ 震源地：福島県沖（北緯37.7度、東経141.7度）
- ・ 震源の深さ：60km（暫定値）
- ・ マグニチュード：7.3（暫定値）
- ・ 亘理町の震度：6弱（5.6）
- ・ 令和4年3月16日（水）23時39分 宮城県沖に『津波注意報』発表

2 被害状況

(1) 人的被害 軽傷 1名

(2) 住家被害 361件 ※継続調査中
全壊 2件 半壊 13件 準半壊 27件 一部損壊 319件

(3) 被害額 5月25日17時現在 概算値

	(千円)
【役場庁舎・保健福祉センター等】	2,300
【教育施設等】	14,082
【生涯学習施設等】	12,554
【児童福祉施設等】	1,471
【町道関係】	5,340
【上下水道関係】	1,036
<u>【農地・農業用施設等】</u>	<u>193,134</u>
【商業関係施設等】	116,250
<u>【観光施設】</u>	<u>10,139</u>
【工業関係施設等】	41,200
【漁業関係】	200
【公園等公共広場】	4,711
【町営住宅】	7,320
	<u>計 409,737</u>

※詳細は継続調査中

(4) 公共施設等の主な被害

- 【役場庁舎】 3階執務室内天井、階段壁破損等
- 【中集会所】 玄関一部破損 2階会議室一部被害
- 【保健福祉センター】 建物内外壁クラック発生、天窓スイッチ版陥没、インターロッキング亀裂
- 【水道管】 配水管2箇所・給水管3箇所から漏水 ⇒ 復旧済

- 【保育所関係】 ホール天井が一部落下、廊下の壁一部ずれ発生、壁や天井にクラック発生、ホール天井サーキュレーター破損、門扉破損等
- 【小中学校】 壁、天井、建具等に亀裂・破損あり、一部教材等に破損
- 【町営住宅】 路面段差等
- 【悠里館】 屋根瓦損壊等
- 【郷土資料館】 常設展示室壁破損（2カ所）、展示品等の横転
- 【中央公民館】 ガラス破損、駐車場亀裂発生、屋外貯水タンク排水口破損、建物躯体周辺基礎部に陥没発生
- 【荒浜体育館】 軒天一部破損
- 【農村環境改善センター】 玄関ポーチ・階段・アスファルト破損
- 【吉田体育館】 バスケットゴール支柱一部落下、外壁の剥離、浮き
- 【佐藤記念体育館】 入口付近一部陥没発生
- 【B&G 海洋センター体育館】 壁・タイル剥離
- 【働く婦人の家】 土間タイル剥離
- 【鳥の海公園多目的広場】 芝生一部液状化、園路一部亀裂
- 【亘理公園】 タイル舗装破損
- 【亘理駅東広場】 路面段差、デッキ部タイル破損
- 【わたり温泉鳥の海】 クラック発生、露天風呂浴槽・エレベーター破損
- 【町道】 舗装クラック・段差発生
- 【農業用施設】 揚水機遊水池護岸崩れ、農業用ハウス栽培棟扉ガラス破損（2枚）
レールゆがみ、水路護岸滑落（4ヶ所）
- 【農地等】 液状化による噴砂等

3 本町の対応

(1) 災害対策本部

令和 4 年 3 月 16 日（水）23 時 36 分

亘理町地域防災計画に基づき『亘理町災害対策本部』を設置

・第 1 回本部会議（令和 4 年 3 月 17 日（木）01 時 00 分）

①災害概況の情報共有、②被害状況調査の実施体制確認

【L O：亘理警察署 2 名，亘理消防署 1 名】

・第 2 回本部会議（令和 4 年 3 月 17 日（木）04 時 50 分）

①今後の活動方針確認

・第 3 回本部会議（令和 4 年 3 月 17 日（木）07 時 20 分）

①被害情報・応急対策状況（最新報）の共有、②今後の体制確認

【L O：亘理警察署 2 名，亘理消防署 1 名，陸上自衛隊 1 名】

令和 4 年 3 月 17 日（木）07 時 20 分 廃止

(2) 亘理町消防団

町内被害状況の調査を実施。（4 分団・100 名が出動）

(3) 罹災証明書・被災証明書の発行

亘理町役場 1 階に特設受付窓口を開設。

（令和 4 年 3 月 17 日（木）より）

【申請状況】罹災証明書：511 件 被災証明書：119 件 （5 月 25 日 17 時現在）

(4) 支援制度

- ア 建築廃材（瓦・ブロック等）及び家庭ごみ（粗大ゴミ）搬入受け入れ
【申請・搬入期間】
建築廃材：令和 4 年 3 月 23 日（水）～令和 4 年 5 月 20 日（金）まで
家庭ごみ：令和 4 年 3 月 23 日（水）～令和 4 年 4 月 30 日（土）まで
- イ 屋根耐風回収助成事業
令和 4 年 4 月 28 日（木）～令和 5 年 1 月 31 日まで
- ウ 被災住宅の応急修理制度
令和 4 年 3 月 23 日より受付開始
災害の発生した日（令和 4 年 3 月 16 日）から 3 ヶ月以内（令和 4 年 6 月 15 日）までに工事が完了するもの
- エ 賃貸型応急住宅制度について
令和 4 年 4 月 29 日より受付開始
申込期限 令和 4 年 6 月 15 日（水）
- オ 被災家屋等の解体・撤去制度（準備中）
- カ 被災者生活再建支援金
申請期間
・基礎支援金：令和 5 年 4 月 15 日まで（災害のあった日から 13 か月の間）
・加算支援金：令和 7 年 4 月 15 日まで（災害のあった日から 37 か月の間）
- キ 災害援護資金（貸付金）
申込受付期間：令和 4 年 6 月 30 日（木曜日）まで
- ク 国民健康保険税の減免
申請期間：令和 4 年 7 月 21 日（木）まで
- ケ 介護保険料・利用者負担額の減免
申請期間
・介護保険料：令和 4 年 6 月 30 日（木）まで
・利用者負担額の減免：令和 4 年 8 月 31 日（水）まで
- コ 国民健康保険一部負担金（医療機関での窓口負担金）の減免
申請期限：令和 4 年 8 月 31 日（水）まで

4 他市町への応援等

- 給水支援
山元町へ、給水車による給水支援を実施。（延べ 4 名）
（令和 4 年 3 月 17 日（木）17 時 30 分より開始、3 月 18 日（金）まで）